

資 料 提 供	
令和4年6月27日	
担当課 (担当)	小中学校課 (奥村)
電 話	0857-26-7510

令和4年度県立夜間中学設置準備等に係る懇談会（第1回）を開催します

本県では、平成30年度に県教育審議会に夜間中学等調査研究部会を設け、夜間中学の必要性について研究を行い、令和2年度からは鳥取県夜間中学設置検討委員会を設置し、夜間中学の設置について検討を進めてきました。

その結果、令和3年11月に定例教育委員会において令和6年4月に県立で夜間中学を設置することが決定され、現在、開校に向けた準備を進めています。

開校に向けて、学校経営方針や入学者受入れ等、必要な事項に関して専門的な知識、見識を伺うため、懇談会を開催します。

- 1 日 時 令和4年7月4日（月）午後2時から午後4時まで
- 2 場 所 鳥取県教育センター 情報教育棟2階 情報教育研修室3
（鳥取市湖山町北五丁目201番地）
- 3 出席者 県立夜間中学設置準備等に係る懇談会委員、鳥取県教育委員会事務局
（詳細は別紙1のとおり）

4 内 容

（1）報 告

- ア 県立夜間中学設置方針について
- イ 県立夜間中学設置に係る先進県視察概要について

（2）協 議

- ア 「鳥取県立夜間中学」基本的構想（コンセプト）（案）について
- イ 県立夜間中学設置方針の具体（案）について

（3）連 絡

- ア 県立夜間中学開校までのスケジュール概要について
- イ 県立夜間中学の校名募集のあり方について
- ウ 県立夜間中学設置に係るシンポジウムの開催について
- エ 今後の懇談会の予定について
- オ その他

<参考>

1 夜間中学とは

義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、外国籍の方などの、義務教育を受ける機会を提供するもの。

平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が制定され、全都道府県に少なくとも1つの夜間中学が設置されるよう、取組が進められている。

令和4年4月時点で15都道府県に40校が開校しており、このうち県立の学校は2校。

2 本県における夜間中学設置に向けた方針

別紙2のとおり